

平成18年 3 月31日 (金) 号外 第 37 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.jp/

目 次						
訓 令 益田川ダム操作	規則		(河	Л	課)	
	訓	令		-		

島根県訓令第16号

土 木 部

益田県土整備事務所

河川法(昭和39年法律第167号)第14条第1項の規定に基づき、益田川ダム操作規則を次のように定める。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

益田川ダム操作規則

(通則)

第1条 益田川ダムの操作については、この訓令の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 益田川ダムは、洪水調節をその用途とする。

(洪水)

第3条 この訓令において「洪水」とは、流水の貯水池への流入量が、毎秒120立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(水位)

第4条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(サーチャージ水位)

第5条 貯水池のサーチャージ水位は、標高 72.7メートルとする。

(洪水調節等のための利用)

第6条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節(以下「洪水調節等」という。)については、標高36.0メートルから標高72.7メートルまでの容量65万立方メートルを利用して行うものとする。

(洪水警戒体制)

- 第7条 益田県土整備事務所長(以下「所長」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、洪水警戒体制を執 らなければならない。
 - (1) 松江地方気象台から益田地区において降雨に関する警報が発せられたとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、益田川ダム操作細則(平成18年4月1日17訓河第1701号。以下「細則」という。)で定めるところにより、洪水の発生が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

- 第8条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。
 - (1) 土木部河川課、松江地方気象台その他細則に定める関係機関(以下「関係機関」という。)との連絡、気象及び水

象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

(2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節等を行うことに関し必要な措置

(洪水調節等)

第9条 洪水調節等は、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第10条 前条の規定により洪水調節等を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により水位を低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第11条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。 (放流に関する通知等)

第12条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって 生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般 に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(計測、点検及び整備)

第13条 所長は、細則で定めるところにより、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

- 第14条 所長は、細則で定めるところにより、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。 (記録)
- 第15条 所長は、第12条の規定による放流に関する通知等、第13条の規定による計測、点検及び整備又は前条の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。

(細則)

第16条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施のため必要な手続その他の事項は、細則で定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。